

四日市市選管告示第19号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定により、四日市市南部土地改良区の総代の任期満了による総選挙を次のとおり行う。

平成30年12月6日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

- 1 選挙の期日 平成30年12月13日
- 2 投票の時間 午前9時から午後4時まで
- 3 選挙すべき総代の数 39人

(選挙管理委員会事務局)